

令和6年度 城北高等学校の「部活動に係る活動方針」

1 本校の特別活動目標

部活動を活性化させ、自主的・実践的な活動ができるようにし、人間関係をよりよく形成するとともに、各自が目標を設定してチャレンジし、自己実現を図ろうとする態度を養う。

2 本方針策定の趣旨等

学校の部活動は、学校教育の一環として、スポーツ・文化芸術に興味・関心をもつ同好の生徒が、各部活動顧問の指導の下、体力や技能の向上や、生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

生徒が生涯にわたって、豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動を行うことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

本方針は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境を構築するといった観点に立ち、部活動が以下のことを重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。本校では、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

3 適切な運営のための体制整備

- 校長は、学校の設置者の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等をホームページへの掲載等により公表する。
- 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- 校長は、生徒や教師の数、外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- 校長は、教師の学校部活動への関与について、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長、部活動顧問及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
- 部活動顧問及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

5 適切な休養日等の設定

学期中は、週当たり1～2日以上以上の休養日を設ける。1日の活動時間は、原則として平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。